

歩道の切下げ基準を令和4年10月1日から変更します。

倉敷市道路管理課

歩行者の安全性確保のため、切下げ幅は必要最小限とする。

車 種	A (乗入口)	B (出入口)
乗用車	4.5 m以下	6.0 m以下
トラック (5 t 未満)	6.5 m以下	8.0 m以下
トラック (5 t 以上)	10.0 m以下	11.5 m以下

- (1) 出入口幅員が乗用車の基準を超える場合は、理由書を提出する。理由書には、車両走行軌跡図を添付する。

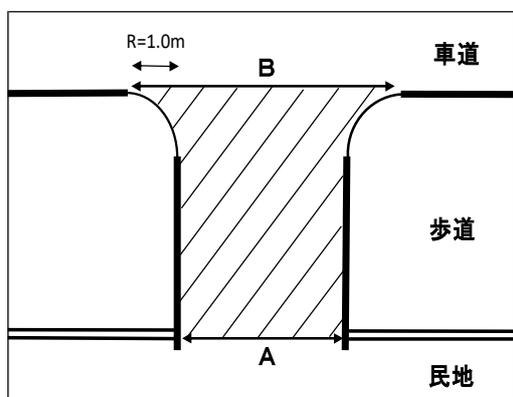


変更

歩行者の安全性確保のため、切下げ幅は必要最小限とする。

車 種	A (乗入口)	B (出入口)
乗用車、小型貨物自動車	4.0 m以下	6.0 m以下
普通貨物自動車等 (最大積載量6.5 t 以下)	8.0 m以下	10.0 m以下
大型及び中型貨物自動車等 (最大積載量6.5 t を超えるもの)	12.0 m以下	14.0 m以下

- (1) 出入口幅員が乗用車・小型貨物自動車の基準を超える場合は、理由書を提出する。理由書には、車両走行軌跡図を添付する。
- (2) トレーラー又は特殊車両が出入りする箇所は別途考慮することができる。



 乗入部

※その他変更点や詳細は、倉敷市道路管理課、各支所建設課・建設係へお問い合わせください。